

## 根室市地域包括ケア推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 根室市における地域包括ケアシステムの構築に向け、全庁的な連携体制による横断的な取り組みを推進することを目的とし、根室市地域包括ケア推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム構築のための企画に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの総合的な調整に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 部員は、総合政策部長、総務部長、市民福祉部長、水産経済部長、建設水道部長、教育部長、病院事務長をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に部員以外の者を出席させることができる。

### (検討部会)

第5条 推進本部に検討部会を置く。

2 検討部会は、第2条各号に掲げる推進本部の所掌事務を推進するための取り組みを行い、その実施結果及び検討事項を推進本部に報告する。

3 検討部会は部会長及び部会員をもって充てる。

4 部会長は、介護福祉課長をもって充てる。

5 部会長は、必要に応じて検討部会を招集し、これを主宰する。

6 部会員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

7 部会長は、前項に定める部会員のほか、必要と認めるときは臨時の部会員を指名することができる。

### (事務の連携)

第6条 推進本部は、所掌事務を円滑に推進するために、根室市が所管する所掌事務と関連する会議等との連携を図る。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民福祉部介護福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 部 会 員（10名） |        |        |        |          |        |
|------------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 総合政策室長     | 総務課長   | 市民環境課長 | 社会福祉課長 | 保健課長     | 商工観光課長 |
| 建築住宅課長     | 社会教育課長 | 社会体育課長 | 病院事務局  | 地域医療連携室長 |        |